

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区東扇島92番地
氏 名 株式会社マルストランスポーターション
代表取締役 石山 朗

第14条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者である
第14条の2第1項
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美



許 可 の 年 月 日
許 可 の 有 効 期 限

令和 6年 5月21日
令和11年 5月20日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改
築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」、鋳さい、がれき類、ばいじん
以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保
管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6年 5月21日(当初許可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・☒無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無